

ID: 206

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第27条		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p><b>【根拠条文】</b> (改善命令) 第27条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときには、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日